公共事業箇所評価の概要

1 評価制度の仕組み

我が国経済は、地方交付税等の削減など財政は依然厳しい状況にあり、限られた財源の効率的・効果的な活用が喫緊の課題となっている。

また、地方分権の進展に伴い、県政には地域の実情に即した特色ある地域づくりを 創意工夫しながら進めることが求められていることから、評価結果等に基づく、施策 事業の適切な選択などがますます重要となっている。

このため、本県では、施策・事業の効果を点検し、施策運営にフィードバックする ための政策評価制度を平成10年度に導入し、平成14年度には同制度を条例化して、 評価制度を県政運営の基本システムとして位置づけた。

知事部局や教育庁等が評価を行った後、その評価結果の妥当性等を「秋田県政策評価委員会」に諮問している。

評価対象のうち、公共事業と試験研究開発を目的とする事業については、それぞれ「公共事業評価専門委員会」「研究評価専門委員会」で調査・審議をお願いしている。 評価体系については <u>別添資料 - 1 (4ページ) 知事が行う政策等の評価の体系</u>のとおりです。

2 公共事業箇所評価の対象

公共事業箇所評価の対象は次のとおりである。

なお、いずれの評価も災害復旧、維持修繕に関わるものは、対象外である。

(1)新規箇所評価

・県が新たに実施しようとする総事業費1億円以上の公共事業箇所が対象。

(2)継続箇所評価

来年度から以下の2つの制度を統合、中間年を点数評価とするなど効率化・合理化。 別添資料 - 4 (7ページ)

継続評価

県が継続して実施している公共事業のうち、

・総事業費が5億円以上、かつ、着手後2年経過及び継続箇所評価後3年経過した 箇所及び当初段階から総事業費の増額が3割以上の事業箇所が対象。

再評価

県が実施する国庫補助事業のうち、次の条件に該当する事業が対象。

- 事業採択後5年経過及び再評価後5年経過 (農水省所管事業)
- ・事業採択後5年間未着手または10年間継続 (国交省所管事業)
- ・再評価実施後5年継続(下水道は10年間)
- ・社会情勢の変化や技術革新等により見直しが必要な箇所

(3)終了箇所評価

県が実施した公共事業のうち

・総事業費が10億円以上で、終了した年度から2年経過した箇所が対象

3 公共事業評価専門委員会について

(1)専門委員会の設置について

政策等の評価は「自ら評価」を基本としていることから、評価の客観性及び信頼性をより一層向上させるため、評価制度や評価結果等に対して、外部の第三者の視点で 検証する機関として外部委員会を設置している。

特に、公共事業評価の場合、他の評価に比べ極めて専門性が高いことから、「政策評価委員会」とは別に「専門委員会」を設置している。

専門委員の就任に当たっては、土木工学、農学、林学の専門分野の方のほか、公共 事業を様々な角度や県民の視点から審議していただくため、幅広い分野の方にお願い するとともに、公募委員の枠も設けている。

また、男女共同参画社会を促進するため、女性の登用を積極的に行っている。

(2)専門委員会の概要について

委員会名称 秋田県公共事業評価専門委員会

所管部課名 建設交通部建設交通政策課

設置日 平成10年11月13日

(平成14年4月1日に「秋田県公共事業再評価審議委員会」から

現名称に変更)

設置根拠 秋田県政策等の評価に関する条例

委員長 第1回委員会にて選出

委員構成 10名(うち女性委員4名 構成比40%)

任期 平成18年5月24日~平成20年5月23日(2年間)

専門委員名簿は 別添資料 - 2 (5ページ) のとおりです。

4 評価の実施方法等について

(1)評価の実施フロー

実施フローは 別添資料 - 3 (6ページ) 公共事業箇所評価フロー のとおり。

(2)評価の観点について

新規箇所及び継続箇所評価の観点

新規箇所評価及び継続箇所評価は、「必要性」、「緊急性」、「有効性」、「効率性」、「熟度」の各観点から、事業種別毎に定めた基準に基づき点検し、さらに社会経済状況の変化等を踏まえ、総合的に行う。

終了箇所評価の観点

終了箇所評価は「有効性」、「効率性」の観点から、社会経済状況の変化等を踏ま え、総合的に行う。別添資料 - 5 (8ページ) 評価基準参考添付。

(3) 各観点別の評価項目について

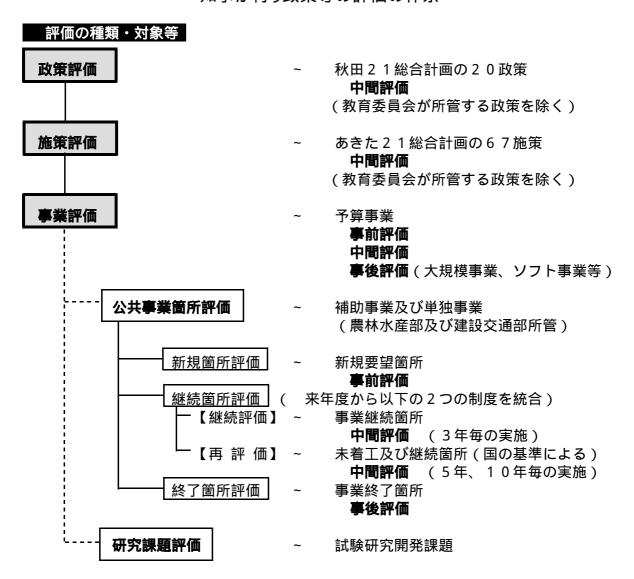
新規箇所及び継続箇所評価の項目

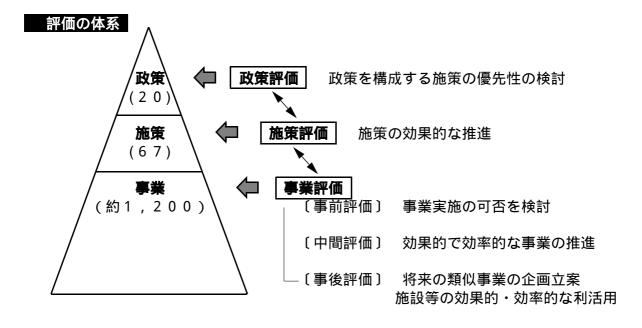
評価の観点	評価の具体的基準
必要性の観点	県民ニーズへの適合、県実施の妥当性、上位計画との適合など
20000000000000000000000000000000000000	事業の必要性について評価
緊急性の観点	交通事故、災害発生状況などの災害発生の危険度や事業の緊急
	度など、緊急性について評価
有効性の観点	事業実施による成果や整備効果の発現、県民満足度の実績など、
	事業の有効性について評価
効率性の観点	費用対効果(費用便益比)や事業効果の早期発現、代替案の有
	無、コスト縮減の取組みなど、事業の効率性について評価
熟度の観点	新規事業に関する事業要望、地元合意、地域への説明状況など、
(新規箇所)	計画の熟度について評価
熟度の観点	継続事業に関する地域の協力体制や事業進捗の状況など、事業
(継続箇所)	の実施状況について評価

終了箇所評価の項目

評価の観点	評価の具体的基準
有効性の観点	住民満足度の状況、事業目標の達成状況
効率性の観点	事業の経済性の妥当性(費用便益比、コスト縮減の状況)

知事が行う政策等の評価の体系



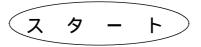


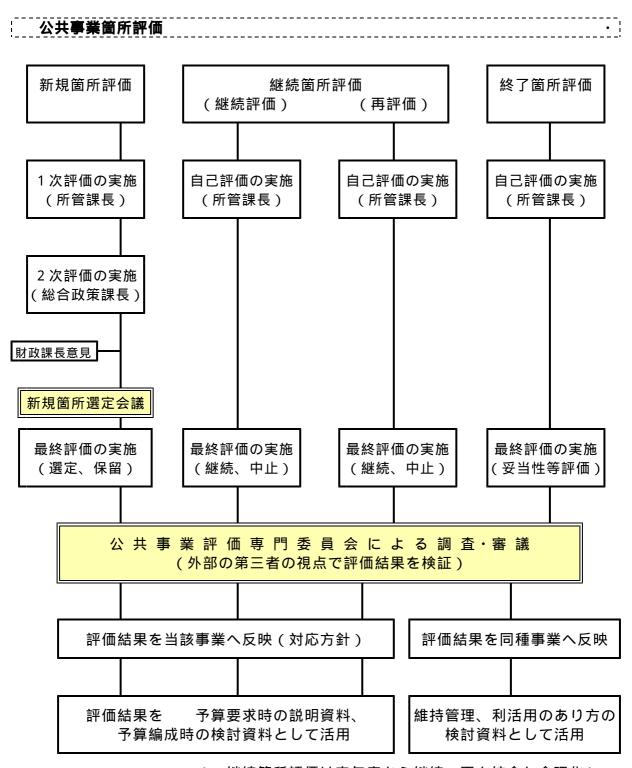
秋田県公共事業評価専門委員名簿

氏 名	所属
折田 仁典	秋田工業高等専門学校教授
片野 登	秋田県立大学生物資源科学部教授
木村 一裕	秋田大学工学資源学部教授
小西 知子	あきたNPOコアセンター理事長
佐々木 雅子	秋田大学教育文化学部准教授
佐藤 照男	秋田県立大学生物資源科学部教授
佐藤 万里子	南部男女共同参画センターアドバイザー
澤口 勇雄	岩手大学農学部教授
進藤 利文	(財)秋田経済研究所専務理事・所長
松橋 雅子	M's 設計室

【五十音順】

公共事業箇所評価実施フロー





(継続箇所評価は来年度から継続・再を統合し合理化)

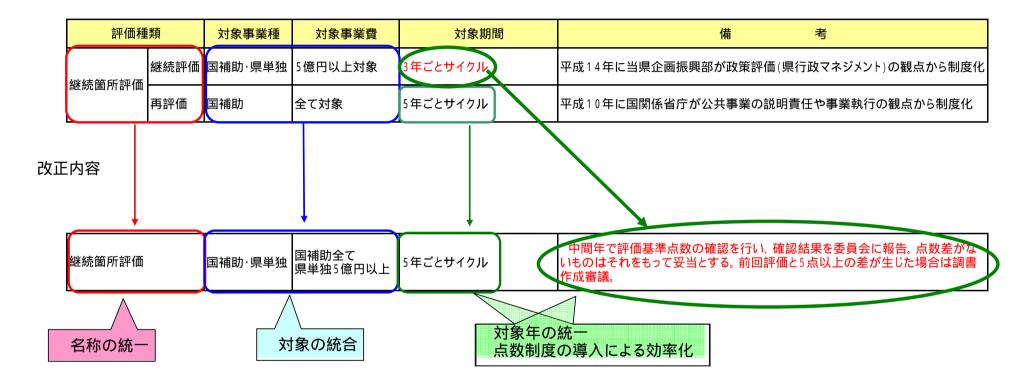
4

【公共事業評価制度の改正について】

制度改正の内容

継続箇所評価の対象の改正及び中間年に点数確認制度を構築

現在の制度



対象年代表事例

単サルデントデロルが単村に刷りん答車業

	- 展外水座自生座向及ひ展的振興	<u> 向所官</u>	手 美																	
			着手	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
	5億円未満の補助	旧制度						再						再						再
		新制度						継箇			点数			継箇			点数			継箇
Г	5億円以上の補助	旧制度			継		継	再			継			再			継			再
	つは口以上の補助	新制度						継箇			点数			継箇			点数			継箇

終了評価の基準

(1)各評価項目の判定基準

<u>(」)合評伽垻</u>						
観点	評価項	目		判定基準	配点	評価結果
ア有効性			a	住民満足度等を的確に把握してお り、満足度も高い	2	
	— 住民満足度等の状況		b	住民満足度等を把握しているが、手 法が的確でない又は満足度等が高 〈ない	1	A:有効性は高い (4点)
			С	住民満足度等を把握していない	0	B:有効性はある (1~3点)
			a	目標値に対する達成率が100%以	2	
	二 事業目標の達成状況		b	目標値に対する達成率が80%以上 100%未満	1	C:有効性は低い (0点)
	子未口		С	目標値に対する達成率が80%未満	0	
		費用便益費	a	B/Cが、国庫補助採択基準がある 場合はそれ以上、その他の場合は 1.0以上となっている。	2	A:効率性は高い
	一事業の経済性の妥当性		b	-	1	(2点)
イ効率性			С	B/Cが、1.0未満	0	B:効率性はある (1点)
		コスト縮減の状況 · コスト縮減の状況 · (費用便益費が算 定できない場合) ·	a	当初と比較して最終コスト縮減率が 20%以上	2	` ,
	性		b	当初と比較して最終コスト縮減率が 20%未満	1	C:効率性は低い (0点)
			С	当初と比較して最終コスト縮減がな し	0	

(2)総合評価の判定基準

(イ)総合評価の判正基準	
評価結果	判定基準
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合
B(概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
C(妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合